

# ジスキネジア

英語名： Dyskinesia, Tardive dyskinesia



## A . 患者の皆様へ

ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ずしも起こるものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

自分の意思とは無関係に身体に異常な動きが起こることを不随意運動といいます。不随意運動にはジスキネジアというものがあり、これは医薬品の服用に関連して起こる場合があります。典型的なジスキネジアは口や舌、頬などに起こることが多いですが身体の他のところにも出る場合があります。さらに色々な不随意運動が複雑に混じって起こる場合もあるので、典型的ではない場合でもジスキネジアと判断されることがあります。抗精神病薬やパーキンソン病治療薬などの医薬品を服用していて、ジスキネジアなど不随意運動ではないかと思うような症状がみられた場合に

は、自己判断で服薬を中止せずに速やかに医師・薬剤師に連絡してください。

「繰り返し唇をすぼめる」「舌を左右に動かす」「口をもぐもぐさせる」「口を突き出す」「歯を食いしばる」「目を閉じるとなかなか開かずしわを寄せている」「勝手に手が動いてしまう」「足が動いてしまって歩きにくい」「手に力が入って抜けない」「足が突っ張って歩きにくい」

## 1. ジスキネジアとは？

ジスキネジアは、自分の意思とは無関係に身体が勝手に動いてしまう不随意運動の一種です。不随意運動には様々な種類があります。ジスキネジアはいろいろな医薬品の使用に関連して出現することがあり、二種類の頻度の高いものがあります。

一つは、遅発性ジスキネジアといわれる不随意運動です。これは抗精神病薬などを長期間使用していると出て来るものです。遅発性ジスキネジアの症状は、「繰り返し唇をすぼめる」「舌を左右に動かす」「口をもぐもぐさせる」「口を突き出す」「歯を食いしばっているような動作」「目を閉じるとなかなか開かずしわを寄せている」などの口周囲の症状が多いですが、「勝手に手が動いてしまう」「足が動いてしまって歩きにくい」「手に力が入って抜けない」「足が突っ張って歩きにくい」「筋肉が突っ張って姿勢が変になってしまう」など手足に起こることもあります。これらの症状の一部はジストニアといって筋肉の異常な突っ張りを起こし姿勢が変化してしまうような症状も含まれます。ジストニアがジスキネジアの症状の一部として起こる場合もありますし、ジストニアがむしろ目立って出てくることもあります。いずれにせよ薬剤の副作用として対処することが重要ですので注意が必要です。さらに患者さんによっては、じっと坐っていられず絶えず足や手を動か

し、足を組んだりはずしたり・手の回内回外（ドアノブを回すような動き）を繰り返したり・椅子から立ったり座ったり、など同じ動きを絶えず繰り返さずにはいられないという症状(アカシジア)が同時に出ていることがあります。このようにジスキネジアの診断は複雑である場合が多いので、不随意運動がジスキネジアかどうかを判定するには不随意運動の判定に熟練した医師の診察を要することもあります。

もう一つは、パーキンソン病の患者さんでパーキンソン病治療薬に関連して不随意運動が起こることがあります。L-ドパ誘発性ジスキネジアといわれ先に紹介した遅発性ジスキネジアとは異なるものです。この種類のジスキネジアでは舞踏運動といい、顔や頭、もしくは手足や胴体の色々なところにあたかも踊っているかのような不随意運動が多くみられます。「身体のどこかにグネグネとした動きが多くなった」ということも多いです。まれにジストニア症状が足の指に出ることがあります足の指が反り返り突っ張る症状が出ます。こちらはパーキンソン病診療に慣れている専門医の診察が必要となることが多いです。

## 2．早期発見と早期対応のポイント

これらの症状は早期発見することと適切な対応をすることで重症になることを防ぐことができます。そのため、抗精神病薬やパーキンソン病治療薬を服用中の方はこのような動きが出現しないか日頃から注意しましょう。もしこのような不随意運動の症状に気がついたら、主治医に早めに相談することをお勧めします。すぐに重症化するものではありませんので、慌てることはありませんが早めに主治医に相談をしましょう。患者さん本人が気づかないうちに症状が出ていることもありますので、ご家族の方も注意深く様子を観察し不随意運動が起きていないかどうか注意しましょう。



医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります。

(お問い合わせ先)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

[https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)

電話：0120 - 149 - 931 (フリーダイヤル) [月～金] 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)